

第6部 不拡散体制

第1章 輸出管理レジーム

- 第1節 輸出管理レジームの概要と現状
- 第2節 原子力供給グループ(NSG)とザンガー委員会
- 第3節 オーストラリアグループ(AG)
- 第4節 ミサイル技術管理レジーム(MTCR)
- 第5節 ワッセナー・アレンジメント(WA)

第2章 ミサイルの不拡散

- 第1節 ミサイル拡散問題の現状
- 第2節 ハーグ行動規範
- 第3節 日本の取り組み

第3章 拡散に対する安全保障構想 (PSI)

- 第1節 PSI 成立の背景と概要
- 第2節 これまでの動き
- 第3節 日本の取り組み

第4章 携帯式地对空ミサイル (MANPADS)

- 第1節 背景と現状
- 第2節 国際社会と日本の取り組み

第1章 輸出管理レジーム

第1節 輸出管理レジームの概要と現状

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下の4つの輸出管理レジームが存在する。

1. 原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group (NSG) : 核兵器) とザンガー委員会 (Zangger Committee : 核兵器)
2. オーストラリア・グループ (Australia Group (AG) : 生物・化学兵器)
3. ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime (MTCR) : ミサイル)
4. ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement (WA) : 通常兵器)

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資を入手しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、日本としてこれを積極的に活用しつつ、これら輸出管理レジーム自体の強化にも貢献していく方針である。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えばロケット・システムそのものから、高性能コンピューター、工作機械、先端材料、ソフトウェア等々）はどのようなものにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これら輸出管理レジームでは、懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

一方、輸出管理レジームにおける輸出管理についての協調は、有効ではあるが必ずしも完全ではなく、それらに参加しておらず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。また、途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、従来より、アジア諸国の実務者を招いての輸出管理セミナーや、ミサイル不拡散のためのセミナー開催などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国に対し、輸出管理の重要性を認識させるとともに、輸出管理体制の強化の徹底を呼びかけている。

以下、上記4つの輸出管理レジームについてそれぞれ説明していく。

第2節 原子力供給グループ（NSG）とザンガー委員会

1. 原子力供給グループ（NSG）

(1) 概要

1974年、インドが、国際原子力機関（IAEA）による原子力の平和的利用確保のための国際制度（保障措置）の下にありながら、核実験（インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる）を行い、核の拡散が現実の問題として認識されるようになった。この出来事を契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる限り排除するために条件をつけることが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ（NSG）は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1978年に設立された。

2003年10月末現在、日本を含む40カ国がNSGに参加し、原子力活動に使用する品目（いわゆる「専用品」）及び関連す

る技術の輸出の条件を定めた指針（ロンドン・ガイドラインと呼ばれる）に従った輸出管理を行っている。また、輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材（いわゆる「汎用品」）及び関連する技術にも拡大されている。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、各国の国内法令等に基づいて実施されている。

(2) ロンドン・ガイドライン・パート1

原子力に関連する品目（専用品）及び関連技術は、「ロンドン・ガイドライン・パート1」と呼ばれる指針に従って各国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象となる品目（プルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等）の非核兵器国への輸出に際しては、(イ) 核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証を得ること、(ロ) 受領国においてIAEAの包括的保障措置^(注)が適用されていること、(ハ) 受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、(ニ) 受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けることの4条件を受領国に義務付けることとされている。

(注) 包括的保障措置

核物質が、平和的目的にのみ使用され、核兵器又は核爆発装置として使用されていないことを確認するために、国内すべての核物質を対象に実施する、計量管理、封じ込め・監視、査察等の措置のこと。

(3) ロンドン・ガイドライン・パート2

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたこと

が発覚したことをきっかけとして、従来のロンドン・ガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。このため米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針（「ロンドン・ガイドライン・パート2」）は、原子力汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業機械、材料、ウラン同位体分離関連機器、重水製造プラント関連機器、内爆システム開発関連機器等が新たに対象品目となった。このロンドン・ガイドライン・パート2は、原子力汎用品・関連技術の輸出が、(イ) 非核兵器国における核爆発活動、またはIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合もしくは、(ロ) 一般に対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合には、その輸出を許可しないこととしている。

(4) 原子力供給国グループ (NSG) の活動と日本の取り組み

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。NSGは、2003年10月末現在、年1回の総会のほか、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催することとしている。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としているが、最近では参加国の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた他、最近のイラン及び北朝鮮による核開発疑惑を受け、2002年12月の臨時総会及び2003年5月の総会において声明を発出し、NSGとしてこれらの疑惑に対する懸念を表明するとともに、関係国に対し、原子力関連資機材・技術がこれらの国に移転されることのないよう厳格な輸出管理の実施を呼びかけた。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されないよう厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散努力に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

2. ザンガー委員会

(1) 概要

1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）の第3条第2項は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものとどまっている。このため、1970年7月、NPT第3条第2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的な範囲を協議するため、スイスのザンガー教授の提唱により設置された合議体がザンガー委員会である。

2003年10月末現在、日本を含む35カ国がザンガー委員会に参加し、年2回会合が開催されている。輸出管理の対象となる品目は、1974年に合意されたザンガーリストとしてまとめられており、このリストに掲載される品目について輸出管理が行われている。

なお、ザンガー委員会は、NPT規定により設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国であるからといって参加することを求められているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重し、各国の国内法令等に基づいて実施されている。

(2) 輸出管理の内容

輸出管理の対象はプルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、NPTに加入していない非核兵器国への輸出及び輸入国からの再輸出に際して、対象核物質にIAEA保障措置を適用すること、及び輸出した原子力資機材を用いて処理、使用及び生産される核物質にIAEA保障措置を適用することを条件としなければならないとされている。

3. 原子力供給国グループ（NSG）とザンガー委員会との主な相違

NSGとザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通であるが、一方で、両レジームには主に次のような相違点も見られる。

- (1) NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT第3条第2項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPTの枠組みの範囲内にとどまるものである。
- (2) 具体的な活動内容の面では、NSGは、原子力専用品及び汎用品並びに関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSGでは、輸出の際の4条件の1つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されていけばよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSGガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性

を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討の上、その改正を反映させることとなっている。

第3節 オーストラリア・グループ (AG)

1. 総論

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないように、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年6月にベルギーのブリュッセルでそれらの国々が集まり、第1回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「オーストラリア・グループ (AG)」と呼ばれるようになり、第1回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。オーストラリア・グループは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2003年10月現在33カ国が参加、年1回の総会をはじめとして複数の会合を開催している。

2. 輸出管理の方法

(1) 概要

オーストラリア・グループの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共通の目的を達成するため、オーストラリア・グループの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとすることを目指している。

(2) 対象とされる規制品目

オーストラリア・グループにおいて合意されている規制品目は、

- (イ) 化学兵器原材料（化学物質）54 品目
- (ロ) 化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）10 品目及び関連技術
- (ハ) 生物兵器関連生物剤（人、動物、植物に対するウイルス・毒素等）96 種
- (ニ) 生物兵器関連製造設備 7 品目及び関連技術

である。参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないように、慎重に輸出管理を行っている。

3. 日本の取り組みと今後の展望

生物・化学兵器は大量破壊兵器であり、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、オーストラリ

ア・グループの存在は重要である。日本も、オーストラリア・グループを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理についての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

オーストラリア・グループは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国をはじめとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強いとの問題がある。このため、非参加国にもオーストラリア・グループの目的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、これまで生物・化学兵器の不拡散についての努力は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに主眼が置かれてきたが、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを明らかにするものであった。このような状況を受け、オーストラリア・グループ参加国は、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

第4節 ミサイル技術管理レジーム (MTCR)

1. 設立経緯

ミサイル技術管理レジームは、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技

術を対象に、G7が中心となって1987年4月に発足し、その後1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2003年11月現在、参加国は、日本のほか、EU諸国、米国、カナダ、オーストラリア、韓国、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ等33カ国にのぼる。

2. 概要

(1) MTCRは、法的拘束力を有する国際約束に基づく国際的な体制ではない。同レジームの下で、参加国は、ミサイル(宇宙ロケットも含む)及び関連汎用品・技術(例えば航法装置やソフトウェアなど)を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令(日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等)に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。

(2) MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

カテゴリーⅠ品目(目的に関わらず原則禁輸)：

射程300km以上、搭載能力500kg以上の大量破壊兵器運搬システム(ミサイル、ロケット、無人航空機)等

カテゴリーⅡ品目(ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則禁輸)

射程300km以上・搭載能力500kg未満の大量破壊兵器運搬システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速時計、ジャイロスコープ、(一定容量の)噴霧器付無人航空機(射程に関わらず規制)等

3. MTCRの活動と日本の取り組み

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、MTCR設立

当初より MTCR に参加し、厳格な輸出管理に努めてきた。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後も MTCR を通じた取り組みに貢献していく考えである。

- (1) MTCR では、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、近年は、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度(キャッチオール制度)の導入が推奨されてきた(日本は、2002年4月に同制度を導入)。2003年9月の MTCR ブエノスアイレス総会では、日本、米、EU、露が MTCR ガイドラインに同制度の実施を盛り込むよう共同提案を行い、合意された。
- (2) さらに、MTCR では、MTCR 参加国のみならず、非 MTCR 参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、議長国を中心に、非 MTCR 参加国に働きかけを行ってきた。アジア地域における数少ない MTCR 参加国(日本・韓国)として、日本は、従来より、アジア諸国への働きかけを重視してきた。2003年2月、日本は、アジア輸出管理セミナーを主催し、同セミナーに参加した MTCR 議長と ASEAN 諸国がミサイル不拡散につき意見交換を行う機会を設けた。

第5節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

1. 設立の経緯

冷戦の終結に伴い、1994年3月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とするココム(COCOM)は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器(核、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器:軍用艦艇、戦車など)及びそうした兵器を製造するのに必要とされ

る汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め2年半余り協議を行った末、1995年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996年7月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（WA）」が発足した。

2. 概要

ワッセナー・アレンジメントは、日本を含む33カ国より構成されており、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、ワッセナー・アレンジメントでは特定の対象国・地域に的を絞ることなく全ての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

ワッセナー・アレンジメントの目的は、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

3. 活動

ワッセナー・アレンジメントでは、(1) 参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂）、及び(2) どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、

上述の目的を達成しようとしており、参加国にはワッセナー・アレンジメント内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

4. 最近の動き

2001年の総会では、ワッセナー・アレンジメントの果たすべき役割・目的等につき定めた基本文書を改訂し、対テロリズムの取り組みを強化していくことが明記され、2002年の総会では、小型武器輸出に関するベスト・プラクティス・ガイドラインが採択された。ワッセナー・アレンジメントでは、軍事情途に用いられ得る汎用品の移転については幅広い品目が輸出管理の対象とされ、移転報告に加え、何らかの理由でワッセナー・アレンジメント非参加国への移転を拒否した場合、こうした拒否事実も報告するといった種々の通報制度が整備されている。しかしながら、地域の不安定化に直結する武器については、移転通報の対象が戦車や戦闘機、軍用艦艇など国連軍備登録制度（第5部第4章参照）の対象である7種類にほぼ限定されている上、通報制度についても実際に行われた移転の報告のみで、移転を拒否したケースについては報告する義務はないなど、透明性のレベルが十分ではないとの問題点が指摘されていた。

ワッセナー・アレンジメントでは、こうした問題点を改善するために、4年に1度、抜本的な機能強化のための見直し作業が行われている。設立以来2度目の機能見直し年にあたる2003年の総会では、様々な課題に対する取り組みが行われた。

まず、長年の懸案である武器透明性拡大については、2004年より、小型武器が追加されることとなった。武器移転拒否通報制度の導入については合意に至らなかったが、今後とも導入に向けて議論が継続されることとなった。さらに、2001年9月11日の米国における同時多発テロや2002年10月のバリ島におけるテロ事件を契機として、グローバルなテロ対策

の一環としてのワッセナー・アレンジメントの役割が重視されるようになった。その結果、2004年以降、テロリストが調達又は使用すると考えられる武器・汎用品等を選定し、ワッセナー・アレンジメントとしていかに輸出管理できるかにつき検討することとなった。

また、2003年に入り、イラクにおいて携帯式地对空ミサイルによる米軍機撃墜事件が頻発しているが、こうした事態を背景として、携帯式地对空ミサイル(MANPADS)に対する輸出管理強化の重要性が高まっている。ワッセナー・アレンジメントにおいても、2003年、「MANPADS輸出管理に際しての原則」(2000年に合意)を改訂し、MANPADSの輸出管理が更に強化されることとなった(第4章参照)。そのほか、非リスト規制品への輸出管理制度(通常兵器キャッチオール制度)の導入、非ワッセナー・アレンジメント参加国へのアウトリーチ活動の強化、武器ブローカリング規制強化等につき合意された。

5. 日本の取り組み

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と安全の維持の観点から、ワッセナー・アレンジメントの目的に賛同し、設立前より積極的にワッセナー・アレンジメントの成立に関与してきている。国内的には「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」などの関連法令を整備し、ワッセナー・アレンジメントの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は武器輸出を原則的に行っておらず、ワッセナー・アレンジメントや国連軍備登録制度において、武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

第2章 ミサイルの不拡散

第1節 ミサイル拡散問題の現状

第二次大戦中にドイツが開発したV1、V2ロケットは、その後の戦争の形態を大きく変える革命的な発明であった。従来、空からの攻撃は有人飛行機によるしかなかったが、ミサイルの発明により、安全な距離から強力な破壊力を有する爆弾（ミサイル弾頭）を撃ち込み、多大な損害を与えることが可能となったのである。そしてミサイル技術の進化により、小型の通常爆弾のみならず、大型の核兵器をも搭載可能となった。広島、長崎への原爆投下にはB29が使われたが、今日、核兵器を実際に使用するための手段として最も効果的なのは、弾道ミサイルである。弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらすものとなる。

こうしたことから、核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。

一方、先進7カ国（G7）は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた。2003年11月現在33カ国を数えるMTCRは現在も重要な役割を果たしている。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、またMTCR参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国

が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を完全に食い止めることはできなくなってきた。1998年に北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが、日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾したことは、日本にとってミサイルが大きな脅威を構成し得るものであることを改めて示した。それ以外にもインドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになっている。特に、北朝鮮が持つノドン・ミサイルは北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題である。

こうした状況を憂慮した国々は、国際社会のより多くの国々が参加する「国際行動規範」を策定しようと努力してきた。これは、特に弾道ミサイルの拡散が世界平和の脅威となっているという共通認識を確認し、弾道ミサイル開発を自制したり、宇宙ロケット開発を行う場合にはこれを弾道ミサイル開発に転用しないことを確保するといったルール作りを目指すものであり、2002年11月にオランダのハーグで、93カ国の参加を得て「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（ハーグ行動規範：HCOC）」が立ち上げられた。

また、その他の国際的な取り組みとしては、2001年から2002年にかけて、国連において「国連ミサイル政府専門家パネル」（第7部第1章第5節参照）が開催され、現在の国際社会におけるミサイルをめぐる諸問題を議論し、計3回の会合を経て2002年の第57回国連総会に報告書が提出された。また、ロシアはグローバル・コントロール・システム（事前発射通報制度等を含むもの）を提唱している。

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題であり、ミサイル防衛等の防衛手段と並んで、拡散防止のための二国間や地域レベルでの外交的働きかけ、さらには多国間でのルール作りにも、日本として積極的に取り組んでいく必要がある。

第2節 ハーグ行動規範

1. 採択の経緯

1987年にG7によって設立されたミサイル技術管理レジーム(MTCR)は、ミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理の協力を通じて、国際的な軍縮・不拡散の取り組みに十分コミットしない国家が弾道ミサイルなどの高度なミサイル能力を獲得するのを防ぐ、あるいは遅らせる上で、これまで一定の成果を上げてきた(第1章第4節参照)。同レジームの役割は依然として重要であるが、上述のとおり、世界的にミサイルは拡散傾向にあり、また懸念国の自主的な開発も進んでいるなど、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を完全に食い止めることはできなくなっていることも事実である。

このような状況を受け、MTCRを中心にグローバルな枠組み作りにつき検討を開始した。2001年9月のMTCRオタワ総会以降は、MTCR内での議論を終了し、全ての国に開かれた普遍化のプロセス(2002年2月のパリ会合(78カ国参加)、2002年6月のマドリッド会合(96カ国参加))を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」が93カ国の参加を得て採択された。

2. ハーグ行動規範の概要

(1) HCOCの法的性格

HCOCは、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、政治的意思を示す文書である。このため、HCOCの参加国による弾道ミサイルの開発・保有が法的に制限・禁止されることにはならないが、その参加国は、これらを自制し、また、いかなる弾道ミサイル計画についても支援を行わないという政治的意図を有することを公に示すこととなる。

(2) HCOC の内容

HCOC は、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの実験・開発・配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、国際的軍縮・不拡散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画を支援・支持しないとの原則、信頼醸成措置（弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など）を主たる内容とする（ただし、これらの措置は弾道ミサイル活動を正当化することにはならない）。

HCOC の内容を策定する過程で、日本は、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはならないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。

3. ハーグ行動規範の今後の課題と日本の取り組み

HCOC の今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施である。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOC が普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与すべく、貢献していく考えである。

(1) HCOC の普遍化

2003年11月現在、HCOC 参加国は109カ国に増加した。今後も、HCOC のさらなる普遍化に向けて、HCOC 議長国（2003年10月から2004年秋まではチリが議長国）が中心となり、非参加国に参加を促していくこととなる。

日本は、オーストラリア・韓国と共同でASEAN 諸国などを対象としてHCOC に関する共同説明を実施した。日本主催のセミナーや説明会、日本から出張者を派遣するなど、様々な

機会を通じて、ASEAN諸国に対してHCOCへの理解と参加を促してきた（詳細は、第3節）。現在、HCOC参加国はASEAN諸国のうちフィリピンのみであるが、今後も引き続き、ASEAN諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

(2) HCOCの実施

日本は、HCOCの信頼醸成措置の円滑な実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政策に関する年次報告を提出した。このような積極的な実践姿勢は、他国のHCOC参加国からも評価を得ている。

第3節 日本の取り組み

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は従来よりミサイル技術管理レジーム(MTCR)の枠組みにおける国際協調を重視し、国際行動規範を巡る議論にも積極的に参加してきた。また、懸念すべきミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全土を射程下に置くノドンを配備するなどの弾道ミサイル活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきている。

国際的な弾道ミサイル不拡散体制強化を目指すに当たっては、日本としては特にアジア諸国との間で弾道ミサイル拡散問題についての共通認識を醸成し、より主体的な取り組みを促すべく、2001年3月及び2002年3月に、アジア諸国との間で非公式な意見交換やセミナーを東京で開催した。また、HCOCの採択に先立ち、オー

オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について3回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行うとともに、HCOC採択後は2003年2月のアジア輸出管理セミナーや2003年6月のASEAN等在京大使館担当者向け説明会などでHCOCへの参加を促した。この他に、ARFやASEMなど多国間協議の場で軍縮・不拡散について取り上げ、日本が提案した大量破壊兵器やミサイルの軍縮・不拡散に関する共同宣言が採択されるなどの実質的な貢献を行っている。日本はこれまで、MTCR（第1章第4節）や国連ミサイル政府専門家パネル（第7部第1章第5節）など、様々な場でミサイル問題に取り組んでいる。日本としては、弾道ミサイルの拡散が現実の問題となっているアジア地域の安全保障環境等を念頭に置きつつ、グローバル及び地域の取り組みを強化していくことが必要である。日本は、今後とも、上述のような努力を通じて弾道ミサイルの問題について、積極的な役割を果たしていく考えである。

第3章 拡散に対する安全保障構想（PSI）

第1節 PSI成立の背景と概要

1. 2003年5月31日、ブッシュ米大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取り組みとして、拡散に対する安全保障構想（PSI）を発表した^(注)。

(注) 大統領演説における PSI 関連部分

「大量破壊兵器及びその関連部品が移転するとき、我々はそれらを押収するための手段と権限を有しなければならない。そこで今日、私は「拡散に対する安全保障構想」という拡散と闘うための新たな取り組みを発表する。米国及びポーランドを含む我々の親密な同盟国は、疑わしい貨物を積んだ航空機・船舶の臨検そして違法な兵器やミサイル技術の押収のための新しい合意にむけて取り組みを開始した。世界の最も破壊的な兵器を我々の国土そして我々の共通の敵の手からできるだけ遠ざけておくために、時とともに、我々はこのパートナーシップをできる限り広げていく。」

2. ブッシュ政権は、発足以来、大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米国同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランをはじめとする拡散懸念国等による大量破壊兵器・ミサイル開発・移転を強く懸念してきている。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（(1) 拡散対抗、(2) 不拡散、(3) 大量破壊兵器使用の結果への対処）の必要性を提唱している。PSIは、この国家戦略で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter-proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。
3. 冷戦終了後、大量破壊兵器やその関連物資等の拡散が世界の平和と安定に対する脅威となっていることは、国際社会において広く認識されているが、PSIは、このような拡散を阻止するための取り組みを一層強化するため、参加国が共同してとりうる措

置を検討しようとの提案で、現在、日本を含む11カ国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加している。

第2節 これまでの動き

PSIによる拡散阻止のための協力体制の構築の努力は、これまで、非常に早いペースで進展してきている。

1. ブッシュ米大統領の発表より2週間足らずの6月12日にスペインのマドリッドで開催されたPSI第1回総会では、参加した全11カ国が積極的に本イニシアティブを推進していくことを確認した。7月のPSI第2回総会（於：豪・ブリスベン）においては、参加国が、既存の国際法及び各国の国内法の枠組みの範囲内で拡散阻止のための措置を実施すること、及び、阻止訓練の概念を明確化し、同訓練をできる限り早期に行うことにつき原則一致した。
2. 続いて9月に開催されたPSI第3回総会（於：パリ）では、各参加国が大量破壊兵器等の国家及び非国家主体への拡散を阻止するための努力を共同で行うことを含む、PSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」を採択した。また、大量破壊兵器等の拡散の懸念を共有する全ての国がPSIを支持することを期待し、非参加国への働きかけ（アウトリーチ活動）を開始することとなった。
3. こうした第3回総会での決定を受けて、9月12日から14日まで、豪政府主催による初の海上阻止訓練が豪州沖の珊瑚海で開催された。日本は、米そして主催国の豪と並ぶ訓練参加国として、訓練の成功に貢献した。この阻止訓練の成功を皮切りに、世界各地で様々な阻止訓練が計画・実施されるに至っている^(注)。
4. 10月に開催されたPSI第4回総会（於：ロンドン）では、パリ会合の成果を踏まえ、全ての拡散懸念国及び非国家主体が拡散

阻止活動の対象となりうること、及び、阻止原則宣言を支持し、かつ効果的な貢献を行うことのできる国・国際機関には、PSIへの参加が開かれていることが確認された。このように、一連の会合における議論の結果、PSIの性格として、(1) 国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、(2) 参加国を現在の参加国に限るものではないこと、(3) 既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻止するものではないこと、との方向性が明確に打ち出されることとなった。

(注) 【これまでのPSI会合・阻止訓練】(2003年11月末時点)

会 合

2003年 5月31日	ブッシュ米大統領がクラコフ(ポーランド)で提唱。
6月12日	第1回会合(総会のみ開催)(於:マドリッド(西))
7月7、10日	第2回会合(総会及び専門家会合;以下同じ)(於:プリズベン(豪))
7月30日	オペレーション専門家会合(於:ヘンロー空軍基地(英))
9月3、4日	第3回会合(於:パリ(仏))
10月9、10日	第4回会合(於:ロンドン(英))

訓 練

9月12-14日	豪主催海上阻止訓練(Pacific Protector)(於:珊瑚海)
10月8、9日	英主催航空指揮所阻止訓練(於:ロンドン(英))
10月14-17日	西主催海上阻止訓練(Sanso03)(於:地中海)
11月24-28日	仏主催海上阻止訓練(Basilic03)(於:地中海)

第3節 日本の取り組み

日本は、PSIが、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器・ミサイル不拡散の取り組みに沿ったものであると認識し、その会合・活動に積極的に参加してきている。

日本は、PSI発足以来、すべての会合に参加し、PSIがよりグローバルな取り組みとして多くの国に受け容れられるよう、阻止原則宣言の草案作りの段階から、積極的に関わってきた。

また、前述のとおり、PSI初の阻止訓練として9月12日から14日まで豪州沖の珊瑚海にて豪主催海上阻止訓練「Pacific Protector」が実施された。その訓練シナリオは、日本国籍の船舶が化学兵器関連物資を積載して珊瑚海沖の公海を航行しているとの情報を受けて、米・豪の部隊の支援を受けつつ、日本の海上保安庁の巡視船「しきしま」及び特殊部隊が、容疑船に立入検査を実施し、容疑物資の差押え等を行うというものであり、日本の部隊が阻止活動の中心的な役割を担うものであった。同訓練には、防衛庁からもオブザーバーが派遣され、日本の拡散阻止に対する積極姿勢が示された形となった。

日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSIの原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである（アジア諸国に対するPSIの働きかけについては、第7部第4章第2節「アジア不拡散協議」参照）。



PSI海上阻止訓練にて、ヘリコプターから降下する特殊部隊
(2003年9月、於:豪州沖、提供:海上保安庁)



PSI海上阻止訓練にて、しきしま搭載艇から移乗する海上保安官
(2003年9月、於:豪州沖、提供:海上保安庁)

第4章 携帯式地对空ミサイル (MANPADS)

第1節 背景と現状

米国製スティンガー等に代表される携帯式地对空ミサイルは、一人あるいは数人で運搬・発射が可能なミサイルであり、射程が数キロと短く、その攻撃対象は目視が可能な低空飛行中のヘリや航空機に限定されるが、隠匿しやすく、比較的容易に操作できる一方で、飛行中の航空機に対し壊滅的な損害を与えうるだけの破壊力を持つ。そのため、特にテロリスト等が入手・使用を目論む武器として、近年民間航空機の安全な航行に対する多大な脅威となっており、例えば2002年11月にケニアのモンバサで起きたイスラエル民間機撃墜未遂事件で使用された武器も旧ソ連製 MANPADS と見られている。また、民間航空機だけでなく、イラク戦争後、同国に駐留中の米軍ヘリが同じく旧ソ連製 MANPADS によると見られるミサイル攻撃により撃墜されている。

MANPADS は、露、米、仏等主要輸出国に加え、中国、エジプト、パキスタン等多くの国で製造されているが、これまで輸出されたものが、適切な管理が行われなまま世界中に拡散しており、各国で製造あるいは輸出される MANPADS の厳格な管理は、テロリスト等の手にわたり民間航空機に対する攻撃手段となることを防ぐために喫緊の課題となっている。

第2節 国際社会と日本の取り組み

1998年の先進8カ国(G8)外相宣言において、「MANPADSの脅威に対処するためになすべき一層の作業を求める」旨言及され、その後2000年のワッセナー・アレンジメント(WA)総会において「MANPADS輸出管理に際しての原則文書」が合意された。同文書では、MANPADSを輸出するに際しては、輸出後の紛失を防ぐために、輸入国政府がMANPADSの無許可使用、盗難等を防止

し、ミサイル部分と発射装置を別々に輸送・保管する等の十分な管理能力を有することを確保した上で輸出すべき旨規定されている。

その後、2001年9月11日の米同時多発テロ、上述のイスラエル民間機撃墜未遂事件等によりテロリスト対策強化の緊急性が更に強く認識されるようになり、2003年6月のエビアン・サミットにおいて「MANPADS管理強化に関するG8行動計画」が採択された。同行動計画では、世界に流通しているMANPADSの拡散を削減することを約束し、ワッセナー・アレンジメントにおいて2000年に合意された「MANPADS輸出管理に際しての原則文書」がワッセナー・アレンジメント参加国以外の、より多くの国においても適用されることをG8として促進するとともに、余剰MANPADSの回収支援、MANPADS及びその部品の厳格な輸出管理、非国家主体への輸出の禁止等の手段を講じ、テロリストによる入手を防止していくことに合意した。

さらに、2003年10月のAPEC首脳宣言においても、MANPADSの厳格な貯蔵、輸出管理、製造・移転・ブローカリングにかかる国内規制制定、及び非国家主体への移転の禁止につき合意した。MANPADSのテロリスト等への流出を阻止するためには、製造国、輸出国だけでなく、輸入国側での厳格な管理が不可欠であることから、アジア・大洋州地域においてMANPADSの管理強化に関する宣言が合意されたことは意義の大きいものと言える。

また、ワッセナー・アレンジメントにおいては、上記エビアン・サミットでのG8行動計画を受け「MANPADS輸出管理に際しての原則文書」強化改訂作業が加速され、MANPADSの輸出決定に際しては政府ハイレベルの責任者による決定が必要であること、MANPADSをワッセナー・アレンジメント参加国以外に輸出した場合には、その旨他のワッセナー・アレンジメント参加国に通報すること、本原則文書に定められているMANPADS輸出及び管理にかかる規定を各国が遵守しているかにつき情報交換すること等

が新たに追加され、2003年12月にウィーンで行われた総会において、同文書の強化につき合意された。

さらに、国連軍備登録制度（第5部第4章参照）においては、2004年より、本制度の登録対象とされている兵器カテゴリーのうち、「ミサイル及びその発射基」に新たにサブカテゴリーとしてMANPADSが追加されることとなった。

日本は、MANPADSのテロリスト等への流出が民間航空にとり多大な脅威になるとの認識の下、その管理強化の重要性につき主張してきている。日本においてもMANPADSが製造されているが、MANPADS及びその必要不可欠な部品については輸出を行っていない。また、製造されたMANPADSは全て防衛庁に納入された上で、厳格な管理下に置かれている。